## 議案第72号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年8月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 山陽小野田市水道事業給水条例(平成17年山陽小野田市条例第195号) の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

## 第16条 削除

第17条の見出しを「(給水装置の指定及び変更)」に改め、同条第1項中「用途」を「給水用途」に、「を指定する」を「の指定及び変更を求める」に 改め、同条に次の1項を加える。

4 管理者は、使用水量が特定計量器検定検査規則(平成5年経済産業省令第70号)に基づき別に定める適正使用流量範囲を常に超えている給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の使用者に対して、メーターの口径の増径を求め、指示することができる。

第18条中「給水使用者」を「水道の使用者」に改める。

第24条第1項第2号及び第32条第3項中「用途」を「給水用途」に改める。

第33条第1項中「若しくは集金」を削る。

第34条中「用途」を「給水用途」に改める。

附則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

## 山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
第16条 削除	(販売及び濫用等の禁止) 第16条 給水使用者は、給水を他人に分与し、販売し、又は
_(給水装置の指定及び変更)_	<u>濫用してはならない。</u> (給水装置)
第17条 管理者は、使用水量、 <u>給水用途</u> その他の実情により 特に必要があると認めたときは、給水装置の指定及び変更を	第17条 管理者は、使用水量、 <u>用途</u> その他の実情により特に 必要があると認めたときは、給水装置を指定することができ
<u>求める</u> ことができる。	る。
2・3 (略) 4 管理者は、使用水量が特定計量器検定検査規則(平成5年	2 • 3 (略)
経済産業省令第70号)に基づき別に定める適正使用流量範	
囲を常に超えている給水装置の所有者若しくは管理人又は水 道の使用者に対して、メーターの口径の増径を求め、指示す	
<u>ることができる。</u> (給水用途変更の手続)	(給水用途変更の手続)
第18条 水道の使用者が給水用途を変更しようとするとき	第18条 給水使用者が給水用途を変更しようとするときは、
は、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、承認を受けようとする者が給水装置の所有者でないとき	管理者の承認を受けなければならない。この場合において、 承認を受けようとする者が給水装置の所有者でないときは、
は、その所有者又は代理人の承諾を受けなければならない。	その所有者又は代理人の承諾を受けなければならない。
(水道使用者等の届出義務)	(水道使用者等の届出義務)

- 第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当すると きは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 給水用途を変更するとき。
  - (3) (略)
- 2 (略)

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 月の中途において<u>給水用途</u>を変更したときの水道料金は、 次のとおりとする。
  - (1)変更のあった日から使用日数が16日以上のときは、変 更後の給水用途により1か月分として算定する。
  - (2)変更のあった日から使用日数が15日以下のときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。
- 4 (略)

(水道料金の徴収方法及び納期)

- 第33条 水道料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2か月分まとめて徴収する。ただし、特別な場合における水道料金は、随時徴収する。
- 2 (略)

(非常の場合に使用した水道料金)

- 第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当すると きは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 用途を変更するとき。
  - (3) (略)
- 2 (略)

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 月の中途において<u>用途</u>を変更したときの水道料金は、次の とおりとする。
  - (1)変更のあった日から使用日数が16日以上のときは、変 更後の用途により1か月分として算定する。
  - (2)変更のあった日から使用日数が15日以下のときは、変更前の用途により1か月分として算定する。
- 4 (略)

(水道料金の徴収方法及び納期)

- 第33条 水道料金は、納入通知書又は口座振替<u>若しくは集金</u> の方法により、2か月分まとめて徴収する。ただし、特別な 場合における水道料金は、随時徴収する。
- 2 (略)

(非常の場合に使用した水道料金)

第34条 第20条の規定により使用した水道料金は、管理者 第34条 第20条の規定により使用した水道料金は、管理者 の認定した給水用途及び使用水量によって定める。

の認定した用途及び使用水量によって定める。